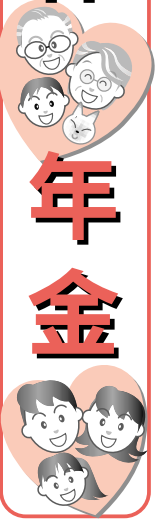


国保 年金



国民健康保険証が

5月から新しくなります

国民健康保険被保険者証および退職被保険者証の有効期間が、4月30日で切れます。国民健康保険税を3月31日までに完納されている方には、1年間有効の被保険者証、未滞納額がある方には、3か月間有効の被保険者証を郵送いたします。

ゆめくるでもお預かりいたします。(休館日を除く)

なお、自宅から離れて通学

や施設に入所しているために、被保険者証を引き続き別々に必要とされる方は、印鑑・在学(在園)証明書・送付した新しい被保険者証・または学

・遠の押印されている旧被保険者証を持参のうえ、保険年金課の窓口で直接お受け取りください。

旧被保険者証は5月1日以降に保険年金課にお返しください。ふれあい活動センター

国民健康保険係

内 2162

70歳以上の方へ!

医療機関にかかるときは 受給者証を忘れずに

70歳以上の方で、生れた日が昭和7年9月30日までの方は「老人保健法医療受給者証」を、昭和7年10月1日以降の方は「高齢受給者証」を、医療機関にかかるときには必ずお持ちください。受給者証には窓口での患者負担割合が記載されていますので、忘れてしまうと本来負担すべき割合以上に負担することになりますので、忘れずに持参していきましょう。

健康保険証が変わった場合は、保険年金課に届け出をお願いします。

国民年金保険料を 前納すると 割引があります

定額保険料や付加保険料を一括して前納すると、割引が
ありお得です。

4月のはじめに社会保険庁より送付された平成15年度分納付書を持って金融機関の窓口や社会保険事務所まで前納する旨を申し出てください。前納は口座振替の方もご利用できます。

学生のみなさん忘れていませんか?

学生納付特例制度

学生のみなさんも20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となっています。しかし、収入がなく納めることが困難な学生には在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

対象 政府で定める大学、短大、専門学校および夜間、通信制課程の学生で、本人の前年の所得が68万円(収入で133万円)以下の学生
手続き(持参いただくもの)
年金手帳・学生証(または学生証の写し) 印鑑
提出先 保険年金課国民年金係

定額保険料の場合 [月額13,300円]

	毎月納めたとき	一括前納で納めたとき	割引額	納 期
1年分	159,600円 (164,400円)	156,770円 (161,480円)	2,830円 (2,920円)	4 月 末 日
半年分	79,800円 (82,200円)	79,150円 (81,530円)	650円 (670円)	前期分4月末日 後期分10月末日

金額は昨年度の額による。()内は付加保険料のある場合です。

納税は、安全 便利確実な 口座振替で

町税は金融機関の口座から自動的に振り替えることができます。ついうっかりして納期が過ぎてしまったということのないように安全で便利、確実な口座振替をご利用ください。

口座振替の開始は、申込み月の翌月末以降の納期分からとなります。

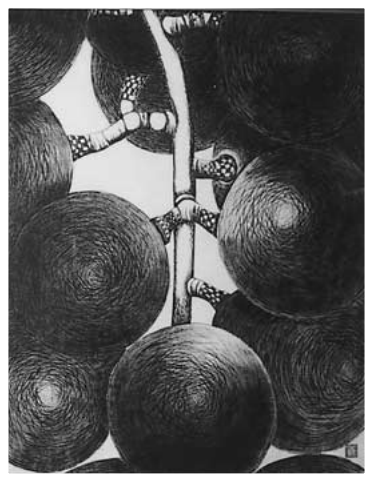
対象種目 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

手続き 預金通帳に使用している印鑑をお持ちのうえ、取扱金融機関または役場へ申し込みください。

一度手続きをなさいますと、翌年度からの手続きは不要です。

取扱金融機関 リそな銀行・埼玉りそな銀行・東京三菱銀行・東和銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・武蔵野銀行・UFJ銀行・埼玉縣信用金庫・中央労働金庫・上尾市農業協同組合・中央三井信託銀行浦和支店・郵便局(全国)

国税務課管理徴収係
内 2156



黒漆絵「実る」
平成9年

紙上アート ミュージアム 「うるし」

伊奈町に住み、日本の漆芸作家として優れた作品を生み出した人間国宝 田口善国氏。

① 黒漆絵「実る」

平成9年に細田山地区での夏祭に際して出品した作品である。

伊奈町の大地で生まれた巨峰。その一房を観察しながら細密に写生を行なった。一部分を拡大し白地に黒漆の線描によって陰影が付けられた画面から、迫力を感じるこの作品となっている。

(解説：田口義明氏)

町では、このたび、寄贈された田口先生の作品を県立近代美術館に寄託しました。その作品の一部が、4月1日から7月13日まで、同美術館で展示されます。

観覧ご希望の町民の方に、招待券を用意しています。事前にお問い合わせのうえ、役場 2 階企画調整課 内2213窓口までお越しください。(数に限りがありますので、お早目に)

なお、紙上アートミュージアム「うるし」は、今回で終了します。作品解説を快く引き受けくださった田口義明氏に、特別の感謝を申し上げます。

寄託...館所蔵品と同様に取扱うことを前提に、美術館が無料で保管すること

町税の納期内納付にご協力ください

平成年15年度の町税等の納期

月	税目	町 県 民 税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
4					
5			1 期	全 期	
6	1 期				
7			2 期		1 期
8	2 期				2 期
9			3 期		3 期
10	3 期				4 期
11			4 期		5 期
12					6 期
1	4 期				7 期
2					8 期
3					

原則として各月末日が納期限となっています。

末日が金融機関の休業日のときは、翌日営業日になります。

町民のみなさんには、現在5種類(町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、国民健康保険税)の税を負担していただいています。これは、日常生活に関係の深い身近な費用、たとえば、病気の予防、小中学校をはじめとする学校教育、道路、下水道の整備、乳幼児から老人までの福祉の向上などに使われています。

4月から、平成15年度分の納税をお願いすることになりますが、今後とも町税の完納には、別格のご協力をお願いいたします。

県税休日納税 相談窓口の開設

個人事業税や不動産取得税、自動車税など、県税の納付についての相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

日時 5月25日(日)9時~17時

☎ 上尾県税事務所 ☎772 7111